議案第３４号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１万４，２００円」を「１万４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「１人につき２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００円」を「１２，９００円」に、「１３，３５０円」を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に、「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１２，１００円」に、「９，１００円」を「９，７００円」に、「９，９５０円」を「１０，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和７年２月２６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。